

住宅の「省エネ改修工事」で 翌年度の固定資産税を $\frac{1}{3}$ 減額します!

地球温暖化防止に向けて家庭からのCO₂排出量の削減を図るため、「住宅の熱損失防止改修工事（省エネ改修工事）」を税制面で支援します。

【対象家屋】

平成20年1月1日以前に建築された住宅
※賃貸住宅を除く

【対象工事】

工事費が30万円以上の下記の改修工事で、現行の省エネ基準に新たに適合するもの。

- 1 窓の断熱改修工事
- 2 窓の断熱工事と合わせて行う次の工事
 - ①床の断熱改修工事
 - ②天井の断熱改修工事
 - ③壁の断熱改修工事

【減額内容】

省エネ改修工事を実施した住宅の翌年度の固定資産税を3分の1減額します。

※床面積120㎡相当分までを限度とします。

このほか、住宅のバリアフリー改修工事・住宅耐震改修にかかる固定資産税の減額制度もありますのでご相談ください。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線134

【申告書の提出】

省エネ改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

- 住民票
- 省エネ改修に要した費用を証明する書類
- 熱損失防止改修工事証明書（登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行する証明書）



プール午前中開館

ふれあいプール・ホットでは、7・8月に午前の部を実施します。

午前の部	午前10時～正午
午後Ⅰの部	午後1時～3時
午後Ⅱの部	午後3時30分～5時30分
夜間の部	午後6時15分～8時15分



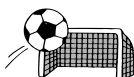
ジュニア用サッカーゴール(中古) を無料で差し上げます

スポーツ公園多目的広場で使用していた、スチール製サッカーゴール（1組）です。希望者は、下記によりお申し込みください。

費用 無料（ただし、運搬費用などは自己負担）

申込み 7月15日(火)までに

教育委員会へ ☎62-4563



※サッカーゴールとしてご利用されるかたに限りま
す。申し込みが複数の場合は抽選とします。

夏のエコライフで 温暖化対策を

一年で最もエネルギー使用量が増える夏、県では温暖化防止のためキャンペーンを実施しています。

夏のライフスタイル実践

キャンペーン期間 6月1日～9月30日

冷房温度の設定を28℃にし、すだれやカーテンを利用するなど、涼しく過ごす工夫をしましょう。オフィスでは、ノーネクタイ、ノー上着で。

また、こまめな消灯、電源オフなど、身近な省エネ活動をお願いします。

地球温暖化防止は皆さん一人ひとりが主役です。身の回りのできることから着実に、省エネルギーに取り組んでください。

問合せ 県環境部温暖化対策課 ☎048-830-3030